

明日香村物品調達等条件付き一般競争入札要領

(目的)

第1条 この要領は、明日香村が発注する物品の製造の請負、買入れ、売払い又は借入れ(以下「物品調達等」という。)について、明日香村契約規則(昭和52年規則第1号)に定めるもののほか、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5の2の規定による参加者の資格を定めて行う一般競争入札(以下「条件付き一般競争入札」という。)を執行するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象物品)

第2条 条件付き一般競争入札の対象となる物品調達等は、物品の製造の請負、買入れ、売払いが予定価格が80万円、物品の借入れは予定価格が40万円を越えるものとする。ただし、令第167条及び令第167条の2の規定に該当する場合並びに条件付き一般競争入札に付することが適当でないことと村長が認める物品調達等については、この限りでない。

(参加資格)

第3条 条件付き一般競争入札に参加できる者は、明日香村入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、次に掲げる条件のすべてを満たす者とする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 明日香村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱による資格停止措置を受けていないこと。
- 2 村長は、前項に定めるもののほか、対象となる案件ごとに必要な条件を定めることができる。
- 3 対象物品を所管する課の課長は、対象物品に必要な参加資格要件等を入札参加資格選定資料(様式第1号)に記載し、総務財政課長に提出するものとする。

(入札参加者の決定)

第4条 前3条の対象物品及び入札参加資格は、明日香村建設工事等の入札及び契約に関する調査委員会の議を経て決定する。

(公告)

第5条 条件付き一般競争入札に係る令第167条の6第1項の規定による公告は、入札公表書により公告するものとする。

- 2 公告は、原則として第2月曜日又は第4月曜日にするものとする。ただし、その日が休日にあたるときは、その日以後において最も近い休日でない日とする。
- 3 第1項の公告は、明日香村ホームページへの掲載によるものとする。
- 4 公告する内容は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 入札に付する事項
 - (2) 入札に参加する者に必要な資格
 - (3) 入札保証金に関する事項
 - (4) 入札の場所及び日時
 - (5) 入札の無効に関する事項
 - (6) その他必要と認める事項

(仕様書等の有償頒布及び質疑)

第6条 対象物品等に係る仕様書、設計図書等(以下「仕様書等」という。)は、明日香村建設工事等に係る設計図書等有償頒布要領に基づき有償頒布するものとし、条件付き一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、これを購入しなければならない。ただし、入札公表書とともに仕様書等が公告されているときはこの限りでない。

- 2 入札参加希望者は、仕様書等に関して質疑があるときは、質疑応答書(様式第2号)により指定された期日及び方法で提出するものとする。
- 3 前項の質疑に対する回答は、役場の入札掲示板に掲示するものとする。

(入札方法)

第7条 条件付き一般競争入札は、郵送による入札とし、持参又は電送によるものは無効とする。

- 2 条件付き一般競争入札の入札回数は、1回とする。

(入札書等の郵送方法等)

第8条 入札参加希望者は、次の各号に掲げる書類を一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、明日香郵便局へ局留扱いで、開札日の前日までに到達するように郵送しなければならない。この場合において、郵送に要する費用は入札参加希望者の負担とする。

- (1) 入札書(様式第3号)
- (2) その他公告で指定された書類

2 郵送された入札書等は、書換え、引換え及び撤回をすることができない。

(入札書等の受領等)

第9条 入札執行職員は、開札日に明日香郵便局から到達した封筒を受領し、開札時刻まで厳重に保管するものとする。

(開札)

第10条 開札は、公告で指定した日時及び場所において行うものとし、開札時に入札に参加した者の立ち会いがないときは、入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせるものとする。

2 開札の傍聴をしようとする者は、明日香村競争入札傍聴要領に基づき開札を傍聴することができる。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。この場合において、無効となった入札書等は返却しない。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 虚偽の申請を行った者がした入札
- (3) 同一事項の入札について2通以上の入札書等を提出した者の行った入札
- (4) 指定された入札方法によらない入札
- (5) 期限までに到達していない入札
- (6) 入札に関し不正な行為をした者が行った入札
- (7) 明日香村郵便入札心得第8条に該当する入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第12条 入札に参加した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

2 落札者となるべき最低の価格で入札した者が2人以上あるときは、原則として開札日の翌日に同価の入札をした者に出席を求め、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

3 落札者を決定したときは、速やかに落札者に条件付き一般競争入札落札者決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

4 落札者がいない場合は、再度入札又は再度の通知等により、後日改めて入札を行うものとする。

(入札の延期等)

第13条 村長は、郵便事情等による事故又は入札執行者が入札を公正に執行することができないと認めるときは、入札を延期、中止又は取りやめすることができる。

2 入札開始前に入札参加者がいない場合は、入札を中止し、また有効な入札書を提出した者がいない場合は、入札を不調とするものとする。

(入札結果の公表)

第14条 入札の結果については、役場の入札掲示板への掲示及び明日香村ホームページへの掲載で公表する。

(委任)

第15条 この要領の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

入札参加資格選定資料

発注（公告）予定	月	第2月曜日 ・ 第4月曜日
番号	平成	年度 第 号
件名		
納入場所	明日香村大字	地内
予定価格	金	円
物件概要		
業種 〔 入札参加資格申請の希望する物品の製造等の種別 〕		
当該物件に必要な参加資格要件	<p>(1) 明日香村入札参加資格者名簿の に登録されている者</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定するものでないこと</p> <p>(3) 明日香村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱に基づき入札参加停止措置の期間中の者でないこと</p>	

質 疑 応 答 書

平成 年 月 日

明日香村長殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

印

番 号		
件 名		
質 疑 事 項	回 答 事 項	
	※ この欄は記入しないで下さい。	

明 第 号
平成 年 月 日

様

明日香村長

印

条件付き一般競争入札落札者決定通知書

平成 年 月 日執行した下記の物件について、貴殿を落札者として決定しましたので通知
します。

記

入札（開札）日	平成 年 月 日	
番 号	平成 年度 第 号	
件 名		
落 札 者	商号又は名称	
	代表者職氏名	
落札金額 （契約金額）	金 円	
備 考	落札者は、当該物件等の契約書を作成し、記名押印のうえ、5日以内に関係書類とともに所管課に提出してください。	